

サンコーしあわせプリカ(電子マネー機能付きポイントカード)会員規約
本規約は、三幸株式会社(以下「当社」という)が発行するサンコーしあわせプリカ全般に関して規定するものであり、サンコーしあわせプリカに付随するポイントカード機能に関する規約はしあわせカードポイントサービス利用規約、電子マネー機能に関する規約はサンコーしあわせプリカ電子マネーサービス利用規約が適用されます。

第1条(定義)

- 会員とは、本規約内容を承認の上、所定の手続きをされ、当社が入会を認めて、サンコーしあわせプリカの発行を受けたお客様をいいます。
- サンコーしあわせプリカとは、会員がポイントサービスを受けるため、また、電子マネーを管理および利用するためのカードです。

第2条(入会方法)

所定の入会申込書に必要事項を記入いただき、申し込みください。(そ場でカードを発行します。)

第3条(サンコーしあわせプリカの発行)

- 記入いただいた入会申込書と引き換えにサンコーしあわせプリカを発行いたします。
- サンコーしあわせプリカはお一人様1枚の発行となります。
- カードは会員ご本人のみ使用できます。

第4条(届出事項の変更)

住所、氏名、電話番号などの届出内容に変更があった場合、速やかに入会受付店舗へ申し出てください。

第5条(個人情報の管理・利用)

当社は会員から申込等でご提供いただいた個人情報について、当社の個人情報保護方針に基づき必要な保護措置を講じて管理いたします。お客様は、当社が、以下に示す利用目的の範囲内で利用する事をあらかじめ同意いただくものとします。

- 会員からの各種お問い合わせへの対応。
- 紛失、盗難等によるサンコーしあわせプリカの利用停止及び再発行での本人確認等への対応。
- 商品、サービス、特典等をDM、メール、お電話等でご案内する事があります。
- 会員のサービス利用動向分析、市場調査、商品開発等で、統計資料を作成することがあります。
- カードを含む取得物のご連絡を行う事があります
- 国の機関または地方公共団体の法令による業務を遂行する事に協力する場合があります。
- システム全体の安全性の確保、および不適切な利用を防止する目的等で、サンコーしあわせプリカの利用状況について調査、および情報収集を行うことがあります。

上記以外の目的で個人情報を利用する場合には、改めて利用目的を明示して、会員の同意をいただくものとします。

第6条(業務委託)

当社は、本規約に基づき生じる業務を円滑に行うために、その一部または全部を第三者に委託する事が出来るものとします。

第7条(反社会的勢力の排除)

- 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総合屋、社会運動標ぼうゴロ、知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 当社は、会員が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、利用を停止でき、当該残高は失効するものとします。また当社はこれにより被った損失、損害、費用等の損害賠償を請求できるものとします。

第8条(通知の到達)

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所に宛て通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第9条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とすることを真摯なく承諾するものとします。

サンコーしあわせプリカポイントサービス利用規約

第1条(目的)

本規約は、サンコーしあわせプリカに付帯する「ポイントサービス」について規定するものであり、会員は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条(会員特典)

- サンコーの直営店舗でのお買物の際、お買上げ金額に対し一定割合のポイントを付与します。但し、税額部分はポイント付与の対象となりません。
- 案内所側に設置されてある端末機にてポイントカードにお買物券が発行できます。

第3条(ポイントサービスの利用)

- サンコー直営店全て、ご利用になれます。
 - レシート精算時に、事前にカードをご提示ください。(事前に提示がない場合はポイントが加算されません。)
 - 商品券その他金券類・米・たばこ・酒・専売商品(塩、本、ベイク、一部テナント商品、店頭販売、その他当社が別途定める一部商品の購入では、ポイントが加算されません。
- #### 第4条(ポイントの有効期限)
- ポイントの有効期限は、カード最終ご利用日より1年間です。カードのご利用が1年間無の場合、累計ポイントはすべて失効となります。
- #### 第5条(サンコーお買物券使用について)

- サンコーお買物券には有効期限があります。
- サンコーお買物券は換金できません。
- サンコーお買物券はお釣りはできません。

第6条(サンコーしあわせプリカの紛失・盗難・破損等による再発行)

- サンコーしあわせプリカの紛失、盗難、破損した場合、速やかに入会受付店舗へ申し出て、カード再発行の手続きを行ってください。
 - 紛失・盗難による再発行の場合には旧カードのポイントは全て失効となります。
 - 新たなカードの発行は再度申込書をお書き下さい。紛失・盗難の場合、カード再発行手数料は70円を申し受けます。
 - 破損の場合にはカード再発行の手数料は無料です。破損したカードをご提出下さい。旧カードのポイントが確認できる場合はポイントを加算します。
- #### 第7条(退会)
- 会員から退会される場合には、入会受付店舗へカードを返却してください。退会された場合、カードに貯められたポイントは全て失効となります。また、申込書の返却はできません。

第8条(その他)

- 常設レジ以外の仮設レジでのお支払いにはポイントをお付けできません。
 - カード、ポイントサービス券の内容を予告なく変更することがあります。
- また、変更はサンコー各店舗に掲示して告知することにより効力を生じます。

サンコーしあわせプリカ電子マネーサービス利用規約

第1条(目的)

本規約は、サンコーしあわせプリカに付帯する「電子マネーサービス」について規定するものであり、会員は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条(定義)

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- サンコーしあわせプリカ電子マネー(以下「電子マネー」という)とは、当社が発行するサンコーしあわせプリカを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- サンコーしあわせプリカ電子マネーサービス利用店は、当社が指定する店舗(以下「電子マネーサービス利用店」という)をいいます。
- サンコーしあわせプリカ電子マネーサービス(以下「電子マネーサービス」という)とは、会員が当社の電子マネーサービス利用店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品・役務(以下「商品等」という)の対価の全部、または一部を支払い、かつ、当社所定の方法によりサンコーしあわせプリカにチャージされた電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- チャージとは、第3条に定める方法により、会員がサンコーしあわせプリカに電子マネーを加算することをいいます。
- 電子マネー残高とは、会員が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

第3条(チャージ)

会員は、当社所定の場所、方法にて、サンコーしあわせプリカに1,000円以上1,000円単位、1回当たり40,000円までチャージすることができ、1枚のサンコーしあわせプリカに対して、上限90,000円まで繰り返しチャージできるものとします。また、上記入金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします(以下、付与する金額を「プレミアム」という)。プレミアムは当社のキャンペーン等で会員のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。プレミアムは枚のサンコーしあわせプリカに対して10,000円以上と致します。1枚のサンコーしあわせプリカに蓄積できる上限額は、プレミアムを含め100,000円です。

第4条(サンコーしあわせプリカ電子マネーサービスの利用)

- 会員は、当社電子マネーサービス利用店で電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受ける事ができるものとします。ただし、商品券その他の金券類、宅配便・店頭販売、その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- 会員が当社で電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、電子マネー残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭的に商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- 会員は、当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法と電子マネーを併用することができるものとします。電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により支払うものとします。
- 会員が当社において、商品等の購入または提供を受けられる場合に、利用できる電子マネーカードの枚数は1枚に限ります。
- 会員は電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される電子マネー残高を照らし、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、そ場で当社に申し出るものとします。そ場で申し出がなされない場合には、会員は当該電子マネー残高について誤りがなかったとを了承したものとします。

第5条(サンコーしあわせプリカ電子マネー残高)

電子マネー残高は、電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口のお問い合わせに照会することができるとなっています。またスマートフォン等、当社所定の方法で残高のほか利用履歴を確認することができます。但し、システム上の都合上、表示できる内容、件数は当社の定めるところとなります。照会に際しては電話番号及びインターネット利用代金は会員の負担となります。

第6条(サンコーしあわせプリカ資格の有効期限・サンコーしあわせプリカ資格喪失後残高取扱)

- 会員は、最後に電子マネーサービスを利用した日、または最後にチャージした日から3年をもって自動的にサンコーしあわせプリカ利用が停止できなくなります。また、サンコーしあわせプリカは電子マネー残高の有無によらず無効となり、電子マネー残高の払い戻しはできないものとします。
- サンコーしあわせプリカの有効期限は、ご利用されたレシートの印字等でも確認できます。電子マネーサービスを利用した日、および最後にチャージした日は、レシートのほかスマートフォン、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができます。照会に際しては電話番号及びインターネット利用代金等は会員の負担となります。

第7条(サンコーしあわせプリカ電子マネーの合算および移行)

- 複数のサンコーしあわせプリカの電子マネー残高を合算することはできないものとします。
- 会員は当社が認めた場合を除き、サンコーしあわせプリカの電子マネーを他のサンコーしあわせプリカに移行することはできないものとします。

第8条(サンコーしあわせプリカ電子マネーサービスの利用ができない場合)

- 会員は次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、電子マネーサービスを利用することは、ならびに電子マネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。
- 当社電子マネーサービス利用店が、電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合、およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を停止する場合。
 - サンコーしあわせプリカの破損、または当社電子マネーサービス利用店の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。
 - その他やむを得ない事由のある場合。

第9条(換金等不可)

第17条の場合を除き電子マネーの換金または現金の払戻しは原則としてできないものとします。

第10条(サンコーしあわせプリカの破損・汚損・磁気不良時の再発行等)

当社が認めてサンコーしあわせプリカが再発行された場合、当社所定の方法で照会された電子マネー残高は、再発行されたサンコーしあわせプリカに引き継がれるものとします。

第11条(サンコーしあわせプリカの紛失・盗難等による再発行)

- 紛失・盗難により、当社が認めてサンコーしあわせプリカが再発行された場合、当社でサンコーしあわせプリカの利用停止措置が終了した時点の電子マネー残高が、再発行されたサンコーしあわせプリカに引き継がれるものとします。
- 会員がカードの紛失、盗難等申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに、およびその5日程度を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に電子マネー残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は原則として責任を負わないものとします。
- 会員が紛失・盗難発覚時に電子マネー残高がある旨の申し出をなかつた場合、その残高が紛失・盗難したサンコーしあわせプリカに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は原則として責任を負わないものとします。
- 会員が利用申込書への記載登録間違い、利用資格喪失等の理由により、当社でカードの再発行ができない場合、電子マネー残高は原則として引き継がれないものとします。

第12条(不正使用等の禁止)

会員はサンコーしあわせプリカの偽造・変造・改ざん、その他の不正な方法による使用をすることはできません。また、会員が本規約に違反したとき、当社は当該会員に対し電子マネーサービスを終了できるものとします。また、本規約に違反した事により当社および他の利用者またはそれ以外の第三者に損害を与えた場合、その損害賠償の請求を行うこととなります。

第13条(貸与等の禁止)

会員は、サンコーしあわせプリカを他人に貸与もしくは譲渡し、または質入れ等の担保に供する事はできません。

第14条(退会および電子マネーサービスの停止)

(1) 会員は電子マネー残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社所定の一定期間が経過したときに、電子マネーサービスも利用できなくなります。

(2) 会員が本規約に違反したとき、およびサンコーしあわせプリカの利用状況に照らして、サービス利用停止と不適当と当社が判断したときは、当該会員に対して、事前に通知または催告することなく電子マネーサービスを停止する場合があります。この場合、当該会員の電子マネー残高は返還しないものとします。

(3) 会員が死亡した場合には、サンコーしあわせプリカを利用できなくなります。この場合、電子マネー残高は失効し、現金の払い戻しも行われないとします。

第15条(当社の義務)

- 会員が、電子マネーサービスを利用して購入、または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と当社との間で解決するものとします。
- 前項の場合においても、会員は当社に対し、電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第16条(規約の変更)

- 当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を知り、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、電子マネーサービスを利用した商品等の購入、電子マネー残高の照会をした場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
 - 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1か月が経過した場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- #### 第17条(サンコーしあわせプリカ電子マネーサービスの終了)

(1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。

- 社会情勢の変化
- 法令の改廃
- その他当社のやむを得ない都合による場合
- 前項の場合、法令に基づき、会員が当社が定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから、法律で定められた一定期間を経過した場合には、会員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることとなる場合があります。

第18条(制限責任)

第8条に定める理由、およびその他の理由により、会員が電子マネーサービスを利用することができないことでも当該会員に生じた損害等については、当社はその責任を負わないものとします。(当該不可抗力は損害が当社の故意または重大過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)

第19条(規約の改定と優先性)

本規約の内容に変更が生じた時は随時改訂することとし、いかなる場合も改訂版の内容が最優先されて有効に存続するものとする。

【ご相談窓口】

サンコーしあわせプリカ(電子マネー機能付きポイントカード)に関するご質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問合せについては下記までご連絡下さい。

	(付則)		
三幸株式会社	経緯	2016年6月1日	制定
☎ 0766-25-1535(10:00～17:00日曜、祝日除く)		2017年7月1日	改訂
URL http://www.sanko-super.jp/		2018年6月1日	改訂
〒933-0014 富山県高岡市野村1711番地			